

第3号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された以下の3案件の供給計画において、別紙1のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第3項の規程に基づき、3案件すべて、リプレースに該当しないと判断する。

○案件1

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：中部電力株式会社

供給計画届出日：平成29年3月30日

廃止する発電設備：

- ・四日市発電所1号機（22万キロワット）
- ・四日市発電所2号機（22万キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・四日市発電所1号機 20万7千キロワット
- ・四日市発電所2号機 20万7千キロワット

廃止時期：平成29年度

2. 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

- ・リプレース対象事業者から、別紙2のとおり、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）があり、第一電気所が同一となる地域で発電設備の建替えを予定していることは認められたが、別紙3のとおり、新設発電設備の最大受電電力が既存の連系可能量の範囲内の計画であることを確認・検証したため。

○案件2

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：中部電力株式会社

供給計画届出日：平成29年3月30日

廃止する発電設備：渥美発電所1号機（50万キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：48万5千キロワット

廃止時期：平成29年度

2. 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第3号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと。
- ・当該事業者に建替えを行う予定があるかどうかを確認した結果、その予定はない旨の回答を得たこと。

○案件3

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：九州電力株式会社

供給計画届出日：平成29年3月30日

廃止する発電設備：

- ・相浦発電所1号機（37万5千キロワット）
- ・相浦発電所2号機（50万キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・相浦発電所1号機 35万9千キロワット
- ・相浦発電所2号機 48万2千キロワット

廃止時期：平成30年度

2. 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第3号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと。
- ・当該事業者に建替えを行う予定があるかどうかを確認した結果、その予定はない旨の回答を得たこと。

以上

【添付資料】

別紙1：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

（中部電力株式会社、九州電力株式会社）

別紙2：送配電等業務指針第125条に基づく報告（中部電力株式会社）

別紙3：業務規程第90条1項二号の該当性判断の検討結果について